## 令和5年度

# 食肉衛生検査所業務概要

令和6年12月



鹿児島県保健福祉部生活衛生課

## まえがき

当県の農業産出額は全国第2位(令和4年)であり、中でも和牛日本一になった黒牛や、 豚、鶏は全国一位の飼養頭羽数を誇っており、我が国の食糧供給基地として重要な役割を果 たしています。

また、農林水産物の輸出については、国において令和7年度までに2兆円の輸出目標額を 定め、その動きを加速させていますが、当県においても、牛肉を重点品目に定めるなど輸出 促進に取り組んでおり、県内4か所の認定食肉輸出施設からの輸出も増加しているところで す。

この様な中,食肉衛生検査所においては、食肉処理施設におけると畜検査や衛生管理に関する指導等を通じて、食肉の安全確保を図ることにより、地域経済を支える基幹的産業としての畜産の「稼ぐ力」の向上に寄与しています。

他方では、近年、口蹄疫やアフリカ豚熱など、海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっており、国内においても豚熱の感染が拡大し、今年6月には佐賀県内において、九州初となる野生イノシシでの豚熱感染が確認されました。

また、高病原性鳥インフルエンザについては、過去4年連続で国内養鶏場で発生があり、 昨シーズンは全国で10県11事例が発生、うち2件は当県内での発生であったものの、関係者 のご尽力により更なる拡大は防止され、収束に至っています。

これら家畜伝染病の防疫対策については、関係機関が連携して防疫体制の強化に努めており、食肉衛生検査所としても、危機意識を持って業務にあたり、と畜及び食鳥検査を通じて、 異常の早期発見に努めてまいりたいと考えています。

上記の状況において、消費者の食品衛生行政に対する関心や期待が高まっており、食肉流通のスタート地点であると畜場・食鳥処理場での検査並びに衛生指導はますます重要となっています。

今後とも、当県は国内有数の畜産県として、国内外に安全で安心な食肉・食鳥肉を提供するため、衛生管理への取り組みを一層推進していきたいと考えています。

ここに、令和5年度の食肉衛生検査所業務概要を取りまとめましたので、業務の参考として御活用いただければ幸いに存じます。

令和6年12月

鹿児島県保健福祉部生活衛生課長

迫田 豊秋

# 目 次

第	1	章	総	説
///	_	,	/	F/ U

1	食肉衛生検査所の沿革(牛肉輸出の沿革を含む)・・・・・・・・・・・・1
2	食肉衛生検査所の機構組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4	所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	食肉衛生検査所長への委任事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	食肉衛生検査所長の専決事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7	検査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8	検査所の概要・・・・・・・・・・・・・8
9	と畜場の使用料・解体料・・・・・・・・・・・・・・・・15
10	と畜場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	食鳥処理場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
12	研修・学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第 2	章 事業概要
∠ 1. <del>∀</del>	z ł.Δ. ** \
	≨検査> { 況·········26
I 櫻	t 祝····································
	: 鱼
1	と
2	と
3	と
4	
I 櫻	。
	: <b>鱼</b>
1	食鳥検査に基づく処分・・・・・・・・・・50
2	
3	食鳥検査における残留有害物質モニタリング検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	大規模食鳥処理場における細菌検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第 3	章 調 査 研 究
令和	15年度 調査研究61

# 第1章 総 説

## 1 食肉衛生検査所の沿革

本県の食肉衛生検査所の歴史は、昭和32年度阿久根市営と畜場が、県内初の大型枝肉と畜場として 操業開始したことに伴い、出水保健所阿久根駐在機関を設置したことに始まる。保健所から分離独立 した機関としては、昭和52年度に行政組織の改正(行政組織改編)により、3食肉衛生検査所が発足 した。現在は、県内に7か所の食肉衛生検査所を置き、施設設備の整備及び検査体制の充実を図りな がら、安全・安心な食肉、食鳥肉の確保に努めているところである。

昭和32年4月 阿久根市と畜場設置に伴い、出水保健所阿久根駐在を設置 昭和35年4月 竹岸畜産工業株式会社(現プリマハム株式会社)鹿児島工場の設置に伴い、伊集 院保健所串木野駐在を設置

昭和38年4月 高山と畜場設置(公豚社操業)

昭和38年8月 加世田市と畜場設置(小和田屋畜産,ゼンチク操業)

昭和39年10月 南九州畜産興業(株) (現 株式会社ナンチク) 操業に伴い, 志布志保健所末吉駐在 を設置

昭和44年7月 串木野及び末吉駐在機関を保健所の「と畜検査分室」に昇格し、分室長を置く

昭和48年4月 「末吉と畜検査分室」を昇格させ、志布志保健所末吉食肉衛生検査所が発足 (これが本県初の食肉衛生検査所である。)

昭和48年8月 日本ポーク株式会社(現 日本フードパッカー鹿児島株式会社)操業に伴い、大口保健所大口駐在設置

昭和49年4月 大口駐在が、大口と畜検査分室に昇格

昭和49年4月 伊集院保健所串木野食肉衛生検査所発足

昭和49年10月 鹿児島くみあい食肉(株)操業に伴い, 鹿屋保健所鹿屋駐在設置

昭和51年7月 阿久根・加世田駐在が、阿久根・加世田と畜検査分室に昇格

昭和51年7月 大口保健所大口食肉衛生検査所発足

昭和51年8月 垂水市と畜場全面改築(小森畜産操業)

昭和52年5月 行政組織の改正により、と畜検査業務を保健所から分離独立させ、次の3食肉衛 生検査所が発足し、出張所を置く

西部食肉衛生検査所 — 加世田,川内,阿久根の3出張所を所管

中部食肉衛生検査所

東部食肉衛生検査所 一 志布志,高山,鹿屋,垂水の4出張所を所管

昭和54年4月 中部及び東部食肉衛生検査所に業務課長並びに検査課長の職を置く

昭和54年10月 鹿児島くみあい食肉(株)南薩工場操業により、南部食肉衛生検査所発足、加世田 出張所を所管

昭和58年1月 行政組織の改正により、次のとおり食肉衛生検査所の名称変更、各出張所を廃止 知覧食肉衛生検査所 — 業務課長、検査課長の職を置く 串木野食肉衛生検査所 阿久根食肉衛生検査所

大口食肉衛生検査所 — 業務課長,検査課長の職を置く末 吉食肉衛生検査所 — 業務課長,検査課長の職を置く鹿屋

食肉衛生検査所 ― 業務課長,検査課長の職を置く

昭和60年4月 阿久根及び串木野食肉衛生検査所に検査課長の職を置く

昭和61年4月 志布志食肉衛生検査所発足、検査課長の職を置き、現在の7検査所体制になる。

有明ミート(株)(現 サンキョーミート(株)有明ミート工場)操業

志布志食肉センター新築移転

昭和62年4月 志布志食肉衛生検査所に業務課長の職を置く

平成3年4月 阿久根食肉衛生検査所に業務課長の職を置く

平成4年4月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行に伴い、県内17ヵ所

(現12ヵ所)の大規模食鳥処理場の食鳥検査を実施

串木野食肉衛生検査所に業務課長の職を置く

串木野食肉衛生検査所を除く6検査所に検査第一課長・検査第二課長の職を置く

平成5年4月 串木野食肉衛生検査所に検査第一課長・検査第二課長の職を置く

平成14年4月 末吉食肉衛生検査所に次長兼業務課長・精密検査課長の職を置く

平成18年4月 7検査所に検査係長の職を置く

平成19年4月 串木野食肉衛生検査所を除く6検査所の検査係長職を2名とし、また、技術専門

員の職を置く

平成22年4月 末吉及び志布志食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

平成24年4月 阿久根食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

平成27年4月 知覧食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

## 牛肉輸出の沿革

1 アメリカ

平成2年5月24日 「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定

平成2年8月30日 南九州畜産興業(株)末吉と畜場(現(株)ナンチク)が対米輸出食肉取扱施設に認

定(施設番号:K-1) (末吉食肉衛生検査所管轄)

平成2年9月5日 K-1がアメリカへの牛肉輸出開始

平成12年3月 口蹄疫の発生によりアメリカへの輸出停止

平成13年9月 BSE発生

平成14年12月16日 サンキョーミート(株)有明ミート工場が対米輸出食肉取扱施設に認定(施設番号

: K-2) (志布志食肉衛生検査所管轄)

平成17年12月 日米協議によりアメリカへの輸出再開

平成22年4月20日 口蹄疫の発生により輸出停止

平成23年1月24日 (株)阿久根食肉流通センターが対米輸出食肉取扱施設に認定(施設番号:K-

3) (阿久根食肉衛生検査所管轄)

平成23年3月11日 (株)JA食肉かごしま南薩工場が対米輸出食肉取扱施設に認定(施設番号:K-

4) (知覧食肉衛生検査所管轄)

平成24年8月24日 牛肉輸出再開

平成26年3月28日 「対ニュージーランド輸出牛肉等の取扱要綱」策定

平成26年3月28日 K-1, K-2, K-3, K-4が対ニュージーランド輸出食肉取扱施設に認定

#### 2 カナダ

平成17年12月12日 「対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定

平成18年4月5日 K-2が対カナダ輸出食肉取扱施設に認定

平成22年4月20日 口蹄疫の発生により輸出停止

平成24年4月25日 牛肉輸出再開

平成24年10月17日 K-3が対カナダ輸出食肉取扱施設に認定

平成25年1月7日 K-4が対カナダ輸出食肉取扱施設に認定

#### 3 香港

平成19年2月15日 「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定

平成19年3月30日 K-2が対香港輸出食肉取扱施設に認定

平成19年4月9日 K-1が対香港輸出食肉取扱施設に認定

平成22年4月20日 口蹄疫の発生により輸出停止

平成22年4月30日 牛肉輸出再開

平成23年1月24日 K-3が対香港輸出食肉取扱施設に認定

平成23年3月11日 K-4が対香港輸出食肉取扱施設に認定

#### 4 シンガポール

平成21年5月14日 「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」策定

平成21年5月14日 K-1及びK-2が対シンガポール輸出食肉取扱施設に認定

平成21年12月21日 K-3が対シンガポール輸出食肉取扱施設に認定

平成22年4月20日 口蹄疫の発生により輸出停止

平成22年10月12日 輸出再開

平成24年11月30日 K-4が対シンガポール輸出食肉取扱施設に認定

#### 5 EU等

平成25年3月29日 「対EU輸出食肉の取扱要綱」策定

平成26年5月29日 K-3が対EU輸出食肉取扱施設に認定

平成26年6月11日 「対スイス, リヒテンシュタイン及びノルウェー輸出食肉の取扱いについて」通知

平成26年6月11日 K-2が対EU輸出食肉取扱施設に認定

令和元年7月25日 K-1が対EU輸出食肉取扱施設に認定

令和2年10月15日 K-4が対EU輸出食肉取扱施設に認定

#### 6 その他の国を含む各施設の認定状況等

#### ( ) 内は管轄する食肉衛生検査所

		K – 1	K-2	K-3	K-4	K – 5	K - 9
	要綱/要領	(末吉)	(志布志)	(阿久根)	(知覧)	(知覧)	(大口)
アメリカ	H 2. 5.24	Н 2. 8.30	H14. 12. 16	H23. 1.24	H23. 3.11		
カナダ	H17. 12. 12		H18. 4. 5	H24. 10. 17	H25. 1. 7		
香港	H19. 2.15	H19. 4. 9	H19. 3.30	H23. 1.24	H23. 3.11		
シンガポール	H21. 5.14	H21. 5.14	H21. 5.14	H21. 12. 21	H24. 11. 30		
EU	H25. 3.29	R元. 7.25	H26. 6.11	H26. 5.29	R 2.10.15		
マカオ	H21. 7.28	H22. 1. 7	H21. 10. 9	H21. 9.24	H21. 11. 16	H28. 12. 15	H29. 1.13
タイ	H21. 10. 30	H22. 1. 7	H21. 11. 10	H22. 1. 4	H21. 11. 26	H28. 12. 15	H29. 5.10
メキシコ	H26. 2.17	H26.12. 4	H26. 12. 4	H26. 12. 4	H27. 9.10		
ベトナム	H26. 2.27	H26. 3.11	H26. 3.11	H26. 3.11	H26. 9.25	H26. 3.11	H27. 11. 24
ニュージーランド	H26. 3.28						
フィリピン	H26. 5.16	H26. 3.11	H27. 9.30	H26. 3.11	H27. 5.12		
ミャンマー	H27. 10. 16	H27. 10. 23	H27. 10. 23	H27. 10. 23	H27. 10. 23		H27. 10. 23
ブラジル	H29. 2. 9		H29. 2. 9				
台湾	H29. 9.22						
オーストラリア	H30. 5.29	H30. 6.22	Н30. 6.19	Н30. 6.22	Н30. 8. 3		
アルゼンチン	H30. 6. 4		Н30. 6.19	Н30. 6.22			
ロシア	H27. 2. 9		H31. 2. 1	H31. 2. 1			
ウルグアイ	Н31. 3.11		H31. 3.28	H31. 4.16			

K-1: 南九州畜産興業(株)末吉と畜場(現(株)ナンチク)

K-2: サンキョーミート(株)有明ミート工場

K-3: (株)阿久根食肉流通センター・スターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場

K-4: (株)JA食肉かごしま南薩工場

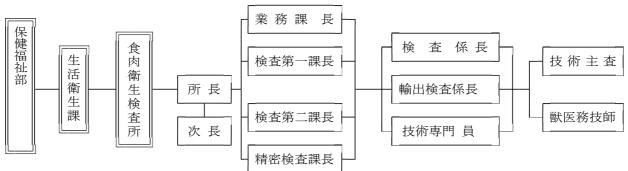
K-5: (株)南さつま食肉流通センター・スターゼンミートプロセッサー(株)加世田工場

K-9: (株)ジャパンファーム大口処理場

令和4年4月1日 国の一元的な輸出証明書発給システムを導入

## 2 食肉衛生検査所の機構組織 (鹿児島県行政組織規則)

第110条 と畜検査, 食鳥検査及び食肉衛生検査に関する事務を処理するため, 食肉衛生検査所 を設置する。



(次長と精密検査課長は末吉食肉衛生検査所のみ、輸出検査係長は知覧、阿久根及び末吉並びに志布志食肉衛生検査所に配置)

食肉衛生検査所	設置年月 日
知覧食肉衛生検査所	昭和54年10月 1日
串木野食肉衛生検査所	昭和49年 4月 1日
阿久根食肉衛生検査所	昭和58年 1月 1日
大口食肉衛生検査所	昭和51年 7月 1日
末吉食肉衛生検査所	昭和48年 4月 1日
志布志食肉衛生検査所	昭和61年 4月 1日
鹿屋食肉衛生検査所	昭和58年 1月 1日

## 3 職員構成

令和6年4月1日現在

		区分			技术	析 職	(獣医	師 )			事	系 務	職			会計年度	任用職員
食肉衛生検査所名	\		所長	次長	課長	係長	技 術 専門員	技術主査	獣医務 技師	臨的 任用	係長	専門員	主査	主事	<del>1</del>	検査員	補助員
知		覧	1		3	3	3		2				1		13	16	5
串	木	野	1		3	1		2					1		8	8	3
冏	久	根	1		3	3		1	3			1			12	15	4
大		П	1		3	2	1	2(1)				1			10(1)	12	4
末		叶	1	1	3	3		3	4		1				16	10	5
志	布	志	1		3	3	4	1	6(1)			1			19(1)	17	9
鹿		屋	1		3	2	1	7(2)	2				1		17(2)	9	7
合		計	7	1	21	17	9	16(3)	17(1)		1	3	3		94(4)	87	37

( ): 育休, 再掲

## 4 所 掌 事 務 (鹿児島県行政組織規則)

- 第112条 食肉衛生検査所は、次の事務を行う。
  - (1) 獣畜のとさつ及び解体の検査に関すること。
  - (2) 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
  - (3) 食鳥検査に関すること。
  - (4) と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生指導に関すること。

## 5 食肉衛生検査所長への委任事務 (鹿児島県事務処理規則)

別表第6

- 4 と畜場法の施行に関する事務(離島に係るものを除く。)
  - (5) 法第13条第3項の規定によるとさつ又は解体の場所,肉,内臓等の取扱方法及び汚物の処理 方法の指示
  - (6) 法第14条の規定による獣畜のとさつ、解体及び持ち出しの検査、獣畜の皮等の持ち出しの許可並びに検査を要しない旨の認定
  - (7) 法第16条の規定による獣畜のとさつ及び解体の禁止,獣畜の隔離,と畜場内の消毒及び肉, 内臓等の廃棄等の措置の命令及び実施
  - (8) 法第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施
  - (9) 法第18条第1項の規定によると畜場の施設の使用制限及び禁止の命令
  - (11) 法第18条第2項の規定によるとさつ及び解体業務の停止及び禁止の命令
  - (3) 令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所での獣畜のとさつの許可
- 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事務(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)
  - (4) 法第8条の規定による食鳥処理の事業の停止命令
  - (5) 法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善命令及び使用禁止並びに事業の停止命令
  - (6) 法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
  - (7) 法第15条の規定による食鳥検査の実施
  - (12) 法第20条の規定による食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等の措置の命令及び実施並びに食鳥の廃棄等の措置の実施
  - (23) 法第37条第1項の規定による報告の徴収
  - (2) 法第38条第1項及び第2項の規定による食鳥処理場及び食鳥処理業者の事務所等への立入検査の実施等
- 1 食品衛生法の施行に関する事務(と畜場,食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く)及びこれらに併設する食肉処理場の施設に係るものに限る。)
  - (3) 法第28条第1項の規定による報告の要求, 臨検検査及び収去
  - (5) 法第30条第2項の規定による食品衛生監視指導計画に基づく指示
  - (9) 法第54条の規定による廃棄処分等の措置命令

## 6 食肉衛生検査所長の専決事項 (鹿児島県事務処理規則)

(出先機関における決裁)

第8条 所長は、次条の規定により委任された事務を決裁するほか、別表第1、別表第2及び別表第6の事項欄に掲げる事務のうち、専決者の所長欄に○印をもって示す事務について、それぞれそれらの表の所長欄に掲げる所長に限り、専決することができる。

## 7 検査手数料

区分	徵	収 区	分
種別	時 間 内	時間外	臨時開場日
牛 ・ 馬	760円	1,520円	980円
とく・こま	380円	760円	490円
豚	350円	700円	460円
めん羊・山羊	170円	3 4 0 円	220円
食 鳥	3円	4円	_

- (注) 1 と畜検査手数料は平成16年4月1日から適用
  - 2 食鳥検査手数料は平成4年4月1日から適用
  - 3 知事が指定する日を臨時開場日とする。(鹿児島県手数料徴収条例)

## 8 検査所の概要

知覧食肉衛生検査所(所長 岡村 洋徳)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒891-0912 南九州市知覧町南別府22216-1 TEL 0993 (86) 2839 FAX 0993 (86) 2769

(2) 管 轄 区 域 枕崎市,指宿市,南さつま市,南九州市

(3) 所 管 と 畜 場 (株) JA食肉かごしま南薩工場,加世田食肉センター,(株)南さつま食肉 流通センター

(4) 所管食鳥処理場 (株)エヌチキン

(5) 庁舎の構造 敷地面積 1,525.79㎡

規 模 構 造 ・ 本 館 一 鉄筋コンクリート造 352.83㎡

• 附 属 棟

研修室— 鉄骨造 90.52 m<sup>2</sup>

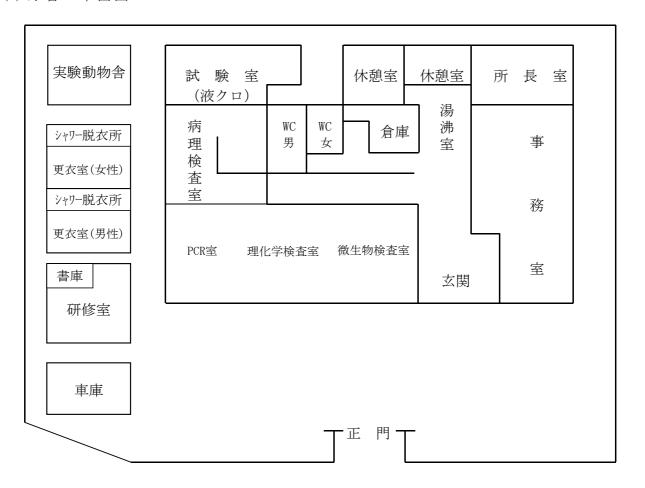
車 庫 — 鉄骨造 19.80 m<sup>2</sup>

実験動物舎 — コンクリートブロック造 5.45㎡

更 衣 室 — 鉄筋コンクリート造 36.00㎡

(6)総 工 費 土地買収費 14,498,090円 建物工事費他 76,394,505円

更衣室 H8年度, 実験動物飼育舎 H8年度



串木野食肉衛生検査所(所長 田中 嘉文)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒896-0069 いちき串木野市浜ケ城303-3 TEL 0996(32)5387 FAX 0996(32)0837

(2) 管 轄 区 域 薩摩川内市,日置市,いちき串木野市

(3) 所管と 畜場 プリマハム(株) 西日本ベストパッカー

(4) 所管食鳥処理場 鹿児島くみあいチキンフーズ(株)川内食品工場

(5) 庁舎の構造 敷地面積 1,471.94㎡

規 模 構 造 ・ 本 館 一 鉄筋コンクリート造 290.00㎡

研修室その他 ― 鉄骨造 267.74㎡

• 附 属 棟

車 庫 — 19.44㎡

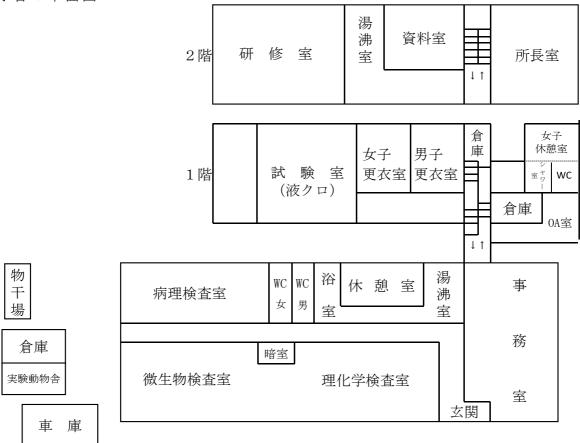
実験動物舎 — ブロック造 18.00㎡

物 干 場 — 鉄骨造 10.00㎡

(6)総 工 費 土地買収費 20,035,146円 建物工事費他 91,101,000円

(7) 完 成 年 度 广舎 S49年度, 研修室 H2年度, 車庫 S56年度

試験室 H3年度, 所長室等 H8年度, 女子シャワー室等 H22年度



阿久根食肉衛生検査所(所長 山田 耕一)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒899-1629 阿久根市塩浜町2丁目44-2 TEL 0996(73)2422 FAX 0996(73)2384

(2) 管 轄 区 域 阿久根市,出水市,出水郡

(3) 所管と畜場 (株) 阿久根食肉流通センター

(4) 所管食鳥処理場 マルイ食品(株)野田工場,マルイ食品(株)野田第2工場

鹿児島サンフーズ(株)

(5) 庁舎の構造 敷地面積 1,700.00㎡

規模構造・本館 一鉄筋コンクリート造

・ 車庫,倉庫 一 木造

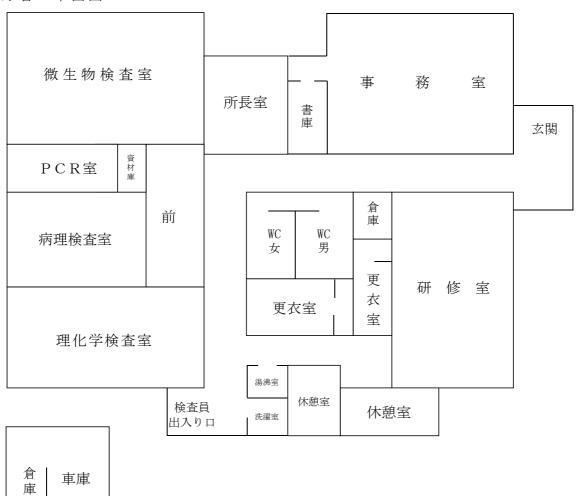
563. 70 m<sup>2</sup>

 $34.80\,\mathrm{m}^2$ 

(6) 総 工 費 土地買収費 0円(交換等)

建物工事費等 184,030,000円

(7) 完 成 年 度 本 館 令和 2 年度 車庫,倉庫 令和元年度



大口食肉衛生検査所(所長 川畑 仁志)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒895-2526 伊佐市大口宮人521

TEL 0995 (22) 4020

FAX 0995(22)4994

(2) 管 轄 区 域 伊佐市, 姶良市, 鹿児島郡, 薩摩郡

(3) 所管と畜場 (株)ジャパンファーム大口処理場

(4) 所管食鳥処理場 (株) アクシーズ宮之城工場, (株) アクシーズ薩摩工場

(5) 庁舎の構造 敷地面積 2,403.52㎡

規 模 構 造 · 本 館 — 鉄筋コンクリート造2階建て 529.00㎡

1階 289.50㎡

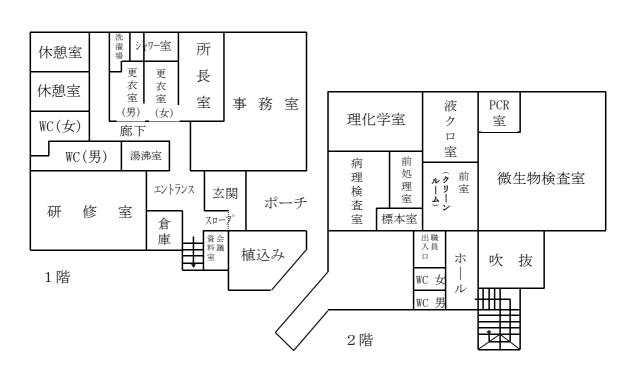
2 階 239. 50 m<sup>2</sup>

• 附 属 棟

倉庫等 ─ 鉄筋コンクリート造 65.80㎡

(6)総 工 費 土地買収費 57,020,099円 建物工事費他 190,352,481円





### 末吉食肉衛生検査所(所長 我部山 厚)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒899-8604 曽於市末吉町諏訪方8608-10 TEL 0986(76)1299 FAX 0986(76)1309

(2) 管轄区域 曽於市,霧島市,姶良郡

(3) 所 管 と 畜 場 (株) ナンチク

費

(4) 所管食鳥処理場 鹿児島くみあいチキンフーズ(株) 大隅食品工場

(株)ウェルファムフーズ霧島事業所

(5) 庁舎の構造 敷地面積 2,998.00㎡

規模構造・本館 一鉄筋コンクリート造2階建て

999. 96 m<sup>2</sup> 764. 65 m<sup>2</sup>

1 階 2 階

 $235.31\,\text{m}^2$ 

• 附 属 棟

動物舎一

 $25.20\,\mathrm{m}^2$ 

 $69.00\,\mathrm{m}^2$ 

車 庫一

 $36.00\,\mathrm{m}^2$ 

電気室その他 ―

土地買収費 76,499,966円

建物工事費他

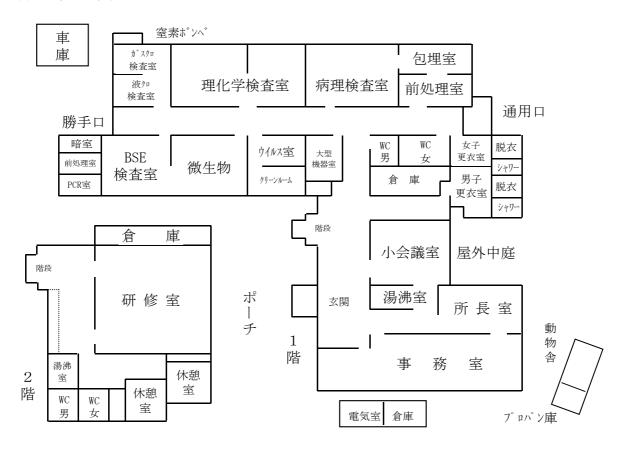
436,617,034円

(7) 完成年度

工

(6) 総

庁舎 H10年度



志布志食肉衛生検査所(所長 抜迫 卓也)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒899-7104 志布志市志布志町安楽5972-10 TEL 099 (472) 3581 FAX 099 (472) 4091 (2) 管轄区域 志布志市, 曽於郡, 肝属郡(東串良町に限る) (3) 所管と畜場 志布志畜産(株), サンキョーミート(株)有明ミート工場

(4) 所管食鳥処理場 (株)ジャパンファームチキン製造本部第一製造部大崎工場

(株)エビス

(5) 庁舎の構造 敷地面積  $1,465.37\,\mathrm{m}^2$ 規 模 構 造 ・ 本 館 ― 鉄筋コンクリート造2階建て  $473.24\,\text{m}^2$ • 附 属 棟

> 重 庫 一 動物舎・倉庫 ―

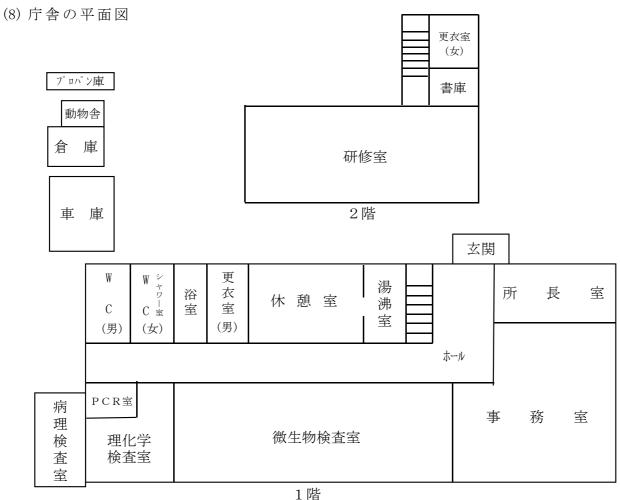
プロパン庫 ―  $4.50\,\mathrm{m}^2$ 

 $36.00\,\mathrm{m}^2$  $21.00\,\mathrm{m}^2$ 

(6) 総 工 費 土地買収費 15,800,000円 建物工事費他 110,355,000円

(7) 完成年度 庁舎 S62年度, 病理検査室 H14年度

女子シャワー室等 H22年度



### 鹿屋食肉衛生検査所(所長 郷原 正文)令和6年4月1日現在

(1) 所 在 地 〒893-0032 鹿屋市川西町3874-12 TEL 0994(44)5395 FAX 0994(44)5609

(2) 管 轄 区 域 鹿屋市, 垂水市, 肝属郡 (東串良町を除く)

(3) 所管と畜場 (株) JA食肉かごしま鹿屋工場,協同組合南州高山ミートセンター,

大隅ミート食肉センター

(4) 所管食鳥処理場 (株) ジャパンファームチキン製造本部第二製造部垂水工場

(5) 庁舎の構造 敷地面積 1,510.78㎡

規 模 構 造 ・ 本 館 一 鉄筋コンクリート造 403.82㎡

研修室(2階) — 169.36 m<sup>2</sup>

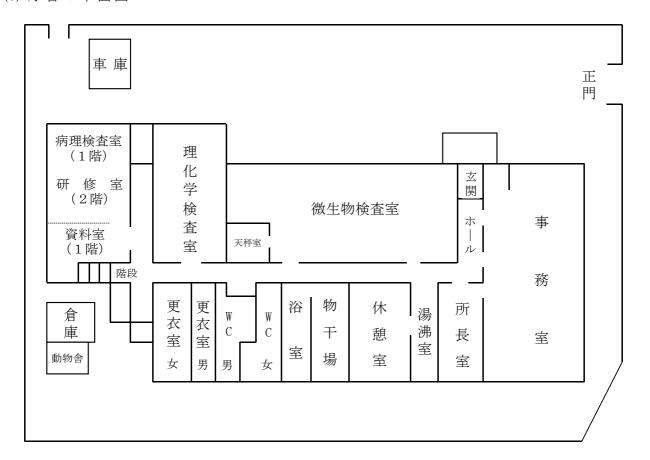
附属棟

車 庫 一 36.00㎡

動物舎・倉庫 — 21.00 m<sup>2</sup>

(6)総 工 費 土地買収費 11,685,769円 建物工事費他 119,631,458円

(7) 完 成 年 度 庁舎 S58年度, 研修室・試験室一部改築 H6年度



9 と 音場の 使用料・解体料 (令和6年4月現在)

年	2, 100	2,620	2, 100	620	1, 570	2, 100	1, 570	2, 100	1, 360	570	730	940			H15. 6. 19
				2,						1,					
沖永良部	6,000	8, 500	6,000	8, 500	3,300(枝 肉100㎏以 下2,350)	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	3,300(枝 肉100kg以 下2,350)	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	3,300(枝 肉100kg以 下2,350)	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	2, 300	3, 200			H10. 4. 1
御行	3, 150	4,720	3, 150	4,720	1, 680	2, 520	1, 680	2, 520	1,680	2, 520	1,050	1, 570			H18.3.31
雪界									3,000		2,800				H16. 3. 29
瀬口									2, 619	3, 666	1, 571	2, 200			R1. 10. 1
名瀬	4,840	5,380	4,840	5,380	2,420	2,640	2, 420	2,640	2, 420	2,640	1,200	1,320			R1. 10. 1
大麗	2,200	3,300			1,100	1,650			1,100	1,650		1, 296			R1. 10. 1
三									正貴豚 1,100 大貴豚 1,870	正貴豚 1,980 大貴豚 3,366					R1. 10. 1
鹿屋	5,088	7,631	5,088	7,631	066	1, 238	980	1,238	普通豚 1,100 大貴豚 1,450	普通豚 1,297 大貴豚 1,450	495	619			R4. 5. 12
有明	6, 200	6, 200	7,620	11, 430	1, 270	1, 905	1, 270	1, 905	1, 260	1, 260	1, 270	1, 905			R4. 6. 17
志布志	7,300	7,300	2, 100	4, 200	1,820	3,640	1,050	2, 100	普通豚 995 大貴豚 1,105	普通豚 1,990 大貴豚 2,210	520	1,050			R1. 11. 1
<del>\</del>	7,020	10,530	7,020	10,530	1,420	2, 130	1,420	2, 130	普通豚 1,420 大貴豚 2,270	普通豚 2,130 大貴豚 3,400	470	710			R2. 6. 1
大口	7, 300	7, 300	7,620	11, 430	1,870	1, 905	1, 270	1,905	普通豚 1,260 大貴豚 1,440	普通豚 1,260 大貴豚 1,440	1, 270	1, 905			R5.4.1
阿久根	7,150	10,780	7,150	10,780	066	1,540	980	1,540	普通豚 990 大貴豚 1,430	普通豚 1,540 大貴豚 2,200	066	1,540			R4. 10. 1
串木野									1,100	1,650					R1. 10. 1
唐 い い が	7, 150	12, 100			1, 320	1, 980			1, 320	1, 980					R4. 9. 30
加世田									1,320	1, 980					R1. 10. 1
塵	6, 108	9, 162	6, 108	9, 162	895	1, 119	895	1, 119	普通豚 937 大貴豚 1,200	普通豚 1,173 大貴豚 1,200	447	559			R4. 5. 12
と番場	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	年月日
**************************************	#	+	111	Ę	٦		, ,	6 J	<u>1</u> 2	\$	#U &	めん羊	₩.	<b>√</b>	改定年月
								更	Щ	菜					

										ı	
雪雪											
沖永良部	5, 500	8,000	3,000 (枝肉100kg 以下2,100)	4,300 (枝肉100kg 以下3,000)	3,000 (枝肉100kg 以下2,100)	4,300 (枝肉100kg 以下3,000)	2, 100	3,000			H10. 4. 1
徳之島	2,400	3,600	800	1, 200	800	1,200	800	1,200			H18.3.31
車界											
瀬戸内											
名瀬	3, 000	3, 000	800	800	800	800	1, 200	1, 200			S55. 4. 1
大隅	4,950	9,900	3,300	6, 600	正貴聚 1,320 大貴聚 1,760	正貴縣 2,640 大貴縣 3,520					R1. 10. 1
三恒					正貴聚 1,430 大貴聚 2,420	正貴豚 2,574 大貴豚 4,356					R1. 10. 1
鹿屋	7, 328	10, 992	1, 036	1, 295	圖 1,086 大 博聚 1,900	普 1,356 大 1,850 2,850	518	647			R4. 5. 12
有明	5,500 馬5,540	5,500 馬8,310	5, 540	8, 310	1,050	1,050	1,170	1,755			R4. 6. 17
志布志	8,645 馬5,630	12,970 馬8,440	2,355 ==1,400	3, 533 こ≢2, 100	普通豚 1,470 大貴豚 2,425	普通聚 2,205 大貴聚 3,638	470	200			R1.11.1
米	7, 180	10,770	1,310	1,970	普通聚 1,310 大貴家 2,100	普通豚 1,970 大貴豚 3,150	440	099			R2. 6. 1
大口	牛6, 200 馬5, 540	牛6, 200 馬8, 310	5, 540	8, 310	普通聚 1,050 大貴家 1,690 種豚 2,690	普通豚 1,050 大貴豚 1,690 種豚 2,690	1, 170	1, 755			R5. 4. 1
阿久根	7, 150	14, 300	1,320	2, 640	普通豚 1,320 大貴豚 1,870	普通 2,640 大 1,740 3,740	1,320	2,640			R4. 10. 1
串木野					1, 100	1,760					R1. 10. 1
南さつま	7, 150	12, 100	1, 375	2, 750	1,375 (140kg以 上2,035)	2,750 (140kg以 上4,070)					R4. 9. 30
加世田					正貴務 1,430 大貴務 2,145	正貴豚 2,750 大貴豚 4,125			_		R1. 10. 1
南薩	8,025	12,037	1, 141	1, 426	通常豚 1,196 大貴豚 1,494	通常豚2,200 大貴豚3,300	571	713			R4. 5. 12
と番場	時間内	時間外	時間内	時間外	垂 下 下	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	改定年月日
	#	<b></b>	>ィ	, J <del>}}</del> {	厥		和 4	めんギ	子	<b>∨</b> ∠J	改定
	群 存										

## 10 と畜場の概要

区		と音 分	番場番	等号	38	48	3
管	轄	検	查	所		知覧食肉衛生検査所	
名				称	(株)JA食肉かごしま 南 薩 工 場	加世田食肉センター	(株)南さつま食肉 流通センター
設		置		者	(株)JA食肉かごしま	(株)コワダヤ	(株)南さつま食肉 流通センター
所		在		地	南九州市知覧町南別府22361 0993-86-2838	南さつま市加世田内山田84 0993-52-7856	南さつま市加世田内山田 123-1 0993-53-2200
設情	置許	可组	年 月	日	昭和54年9月26日	平成17年6月27日	令和3年1月4日
規	敷	地	面	積	51, 980 m²	13, 486 m²	5, 300 m²
	建夠	築面積	<b>責(</b> 延	<u>E</u> )	13, 099 m²	3, 716 m²	812 m²
	処理	大	動	物	100頭/日	ı	30頭/日
模	能力	小	動	物	1,000頭/日	1,600頭/日	5頭/日
田	け	い留	ア 施	設	1,464㎡ 収容能力 大動物 100頭 小動物 500頭	633㎡ 収容能力 小動物 600頭	343㎡ 収容能力 大動物 30頭
要施設規模	処	理	施	設	1, 989 m²	1, 738 m²	251 m²
模	冷	蔵	施	設	1, 169 m²	133 m²	148 m²
汚水処	能			力	1,912㎡/日	1,440㎡/日	150 m³/日
理施設	処	理	方	法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法

区		とi	新場者	番号	6	46	35
管	轄	検	查	所	串木野食肉衛生検査所	阿久根食肉衛生検査所	大口食肉衛生検査所
名				称	プリマハム(株) 西日本ベストパッカー	(株)阿久根食肉 流通センター	(株)ジャパンファーム 大口処理場
設		置		者	西日本ベスト パッカー(株)	(株)阿久根食肉 流通センター	(株)ジャパンファーム
所		在		地	いちき串木野市浜ケ城 11913番地1 0996-32-2111	阿久根市塩浜町1丁目10番地 0996-64-6336	伊佐市大口宮人519 0995-22-2361
設情	置許	可	年月	日	平成27年3月30日	平成13年5月1日	昭和48年8月1日
規	敷	地	面	積	72, 263 m²	24, 913. 49 m²	112, 964 m²
	建領	築面和	責(到	正)	$9,400\mathrm{m}^2$	16, 070. 98 m²	11, 207 m²
	処理	大	動	物	0頭/日	100頭/日	50頭/日
模	能力	小	動	物	1,000頭/日	1,400頭/日	1,500頭/日
主	け	い目	留 施	設	352㎡ 収容能力 小動物 720頭	1,223.05㎡ 収容能力 大動物108頭(保留2含) 小動物 1,000頭	998㎡ 収容能力 大動物 36頭 小動物 1,200頭
要施設規	処	理	施	設	1, 891. 5 m²	5, 198 m²	3, 717 m²
模	冷	蔵	施	設	1, 130. 2 m²	1, 004. 22 m²	2, 230 m²
汚水処	能			力	1,600㎡/日	1,800㎡/日	2,000㎡/日
理施設	処	理	方	法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法

区		と 分	笛場番	<b>登号</b>	15	43	45
管	轄	検	査	所	末吉食肉衛生検査所	志布志食肉	衛生検査所
名				称	(株)ナンチク	志布志畜産(株)	サンキョーミート(株) 有明ミート工場
設		置		者	(株)ナンチク	志布志畜産(株)	サンキョーミート(株)
所		在		地	曽於市末吉町二之方1828 0986-76-1200	志布志市志布志町安楽 5972-8 099-472-1331	志布志市有明町野井倉 6965 099-474-1118
設计	置 許	可:	年 月	日	昭和39年9月22日	昭和61年3月17日	平成31年3月12日
規	敷	地	面	積	60, 315 m²	51, 114 m²	83, 063. 7 m²
	建築	築面和	責(延	<u>E</u> )	34, 288 m²	5, 829. 85 m²	35, 420 m²
	処理	大	動	物	120頭/日	20頭/日	130頭/日
模	能力	小	動	物	2,200頭/日	1,100頭/日	2,400頭/日
主	け	いも	留施	設	1,863㎡ 収容能力 大動物 100頭 小動物 1,260頭	507㎡ 収容能力 大動物 20頭 小動物 600頭	1,920㎡ 収容能力 大動物 107頭 小動物1,200頭
要施設規	処	理	施	設	5, 752 m²	1, 068. 07 m²	$2,475\mathrm{m}^2$
規模	冷	蔵	施	設	1, 821 m²	1, 141. 0 m²	1, 617. 2 m²
汚水処	能			力	2, 760 ㎡/日	1,400㎡/日	1,800㎡/日
理施設	処	理	方	法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法

区		とi	新場者 	番号	41	47	19
管	轄	検	查	所		鹿屋食肉衛生検査所	
名				称	(株)JA食肉かごしま 鹿 屋 工 場	協同組合 南州高山ミートセンター	大隅ミート 食肉センター
設		置		者	(株) JA食肉かごしま	協同組合 南州高山ミートセンター	大隅ミート産業(株)
所		在		地	鹿屋市川西町3874-7 0994-43-1785	肝属郡肝付町前田3550 0994-65-3161	垂水市本城3921-1 0994-32-6111
設[	置許	可	年月	日	昭和58年10月14日	平成14年4月1日	昭和51年10月28日
規	敷	地	面	積	29, 440 m²	15, 300 m²	5, 268 m²
	建領	<b>桑面</b> 和	責(至	正)	7, 414 m²	5, 527 m²	2, 544 m²
	処理	大	動	物	50頭/日	_	10頭/日
模	能力	小	動	物	1,300頭/日	500頭/日	600頭/日
主	け	い目	留 施	設	999㎡ 収容能力 大動物 35頭 小動物 750頭	408㎡ 収容能力 小動物 500頭	319㎡ 収容能力 大動物 10頭 小動物 400頭
要施設規	処	理	施	設	1, 265 m²	1, 243 m²	429 m²
模	冷	蔵	施	設	$920\mathrm{m}^2$	982 m²	276. 6 m²
汚水処	能			力	2,000㎡/日	500㎡/日	650 m³/日
理施設	処	理	方	法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法

## 食鳥処理場の概要

Image: section of the property o	管轄検査所 分	知覧食肉衛生検査所
名	称	(株)エヌチキン
設	置者	(株)エヌチキン
所	在地	南九州市知覧町郡3689番地1
設	置許可年月日	平成13年10月5日
規	敷 地 面 積	12, 805 m²
	建設面積(延)	4, 346 m²
模	処 理 能 力	36,000羽/日

区	管轄検査所	串木野食肉衛生検査所
名	称	鹿児島くみあいチキンフーズ(株) 川内食品工場
設	置   者	鹿児島くみあいチキンフーズ(株)
所	在地	薩摩川内市勝目町字上久保田3888 番地
設	置許可年月日	平成4年3月27日
規	敷 地 面 積	24, 652 m²
	建設面積(延)	6, 506 m²
模	処 理 能 力	70, 200羽/日

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	管轄検査	至所	阿久根食肉衛生検査所	
名		称	マルイ食品(株)野田工場	マルイ食品(株)野田第2工場
設	置	者	マルイ食品(株)	マルイ食品(株)
所	在	地	出水市野田町下名1671	出水市野田町下名 1050-1
設	置許可年月	日	平成4年3月27日	平成20年4月2日
規	敷 地 面	積	17, 756 m²	8, 924 m²
	建設面積(	延)	5, 069 m²	2, 553 m²
模	処 理 能	力	60,000羽/日	12,000羽/日

× 区	管轄検査所分	阿久根食肉衛生検査所
名	称	鹿児島サンフーズ(株)
設	置者	鹿児島サンフーズ(株)
所	在地	出水市野田町下名93番地
設	置許可年月日	令和5年12月1日
規	敷 地 面 積	9, 507 m²
	建設面積(延)	2, 482 m²
模	処 理 能 力	12,000羽/日

Image: Control of the	管轄検査	所	大口食肉衛生検査所	
名		称	(株)アクシーズ 宮之城工場	(株)アクシーズ 薩摩工場
設	置	者	(株)アクシーズ	(株)アクシーズ
所	在	地	薩摩郡さつま町山崎334	薩摩郡さつま町求名 12162番地の2
設	置許可年月	日	平成4年3月27日	平成15年8月8日
規	敷 地 面	積	27, 615. 73 m²	26, 566 m²
	建設面積(	延)	3, 507 m²	4, 259. 51 m²
模	処 理 能	カ	94,500羽/日	28,000羽/日

管轄検査所 区 分 末吉食肉				衛生検査所
名		称	(株)ウェルファムフーズ 霧島事業所	鹿児島くみあいチキンフーズ(株) 大隅食品工場
設	置	者	(株) ウェルファムフーズ	鹿児島くみあいチキンフーズ(株)
所	在	地	霧島市国分清水 4丁目28番29-33号	曽於市大隅町中之内4980番地
設	置許可年月	日	平成13年6月1日	平成4年3月27日
規	敷地面	積	42, 400 m²	42, 645 m²
	建設面積(	延)	4, 570 m²	7, 494 m²
模	処 理 能	力	77,000羽/日	57, 200羽/日

区		検査所	志布志食肉衛生検査所		
名		称	(株)エビス	(株)ジャパンファーム チキン製造本部 第一製造部 大崎工場	
設	置	者	(株)エビス	(株)ジャパンファーム	
所	在	地	肝属郡東串良町岩弘7番地	曽於郡大崎町神領1046-22	
設	置許可年	月 日	令和元年9月30日	平成4年3月27日	
規	敷 地	面積	20, 000 m²	26, 730 m²	
	建設面積	〔延〕	1, 316 m²	9, 379. 53 m²	
模	処 理	能力	44,000羽/日	86, 400羽/日	

× 区	管轄検査所分	所 /	鹿屋食肉衛生検査所
名		称	(株)ジャパンファーム チキン製造本部 第二製造部 垂水工場
設	置	者	(株) ジャパンファーム
所	在	地	垂水市市木字光石5092
設	置許可年月	B	平成4年3月27日
規	敷 地 面	積	28, 809 m²
	建設面積(延	=	4, 125 m²
模	処 理 能	力	80,000羽/日

## 12 研修·学会

食肉の安全確保に必要な知識の習得,技術の向上,研鑽等を図ることを目的に,研修会,学会等に積極的に参加している。令和3年度の状況は,以下のとおりである。

年 月 日	研修会学会	場所(担当自治体等)
令和5年5月31日 令和5年10月4日 令和6年2月21日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・病理部会	末吉食肉衛生検査所他
令和5年6月1日 令和5年11月30日 令和6年2月26日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・微生物部会	末吉食肉衛生検査所他
令和5年6月2日 令和5年9月14~15日 令和6年2月1日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・理化学部会	末吉食肉衛生検査所他
令和5年7月5日	鹿児島県獣医公衆衛生技術研修会 → 令和5年7月7日 研究発表選考結果発表	黎明館 (鹿児島市)
令和5年7月19~20日	全国食肉衛生検査所協議会総会・所長会	山形国際ホテル (山形県)
令和5年9月13日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	総会・研修会:書面開催 (東京都)
令和5年10月6日	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・研修会	総会:書面開催 研修会:Web配信 (群馬県)
令和5年10月26~ 27日	九州地区食肉衛生検査所所長会・研究部会・研修会	所長会等:書面開催 研修会 :CD配布 (福岡県)
令和5年11月1~ 2日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会総会・研修会	総会・研修会:書面開催 (さいたま市)
令和5年12月1~3日	日本獣医公衆衛生学会	神戸国際会議場 (日本獣医師会)
令和 5 年12月26日	九州ブロック指名検査員研修会	Web開催 (九州厚生局)
令和6年1月31日	食肉の対米輸出に関する研修会	TKPガーデンシティ鹿児 島中央 (鹿児島市)
令和6年1月23~24日	厚生労働省食肉・食鳥肉衛生技術研修 ・ 研究発表会	Web配信 (厚生労働省)
令和6年2月9日	鹿児島県輸出実務研修会	志布志食肉衛生検査所